経済産業省、国土交通省、環 境 省○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号内 閣 府、総 務 省、財 務 省、

関する命令 昭 和 五 五 年 建運生衛生省、総理府、 労通文 令第一号)

第三条第四

項

対内

直

接投資等

に

 \mathcal{O} 規 定に基づき、 対内 直接投資等に関する命令第三条第 匹 項 \mathcal{O} 規 定 に基 づき財務 大臣! 及び事業 所管大臣 が 定

 \emptyset る業種を定める件 (平成二十六年三月文部科学省、内 閣 府、 国土交通省、 厚生労働省、 総務省、 環境省、 告示第一 号)の一 部を次 \mathcal{O}

ように改正する。

令和元年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

一務大臣 麻生 太郎

財

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業

業大臣

世耕

弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

の傍線を付 次の 表により、 した部 改正 分のように改め、 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 改正: 前 欄に二 重傍線を付した規定で これに順次対応する改正後欄に掲げる規定 改正後欄にこれに対応するも \mathcal{O} を掲

げてい ない ものは、 これを削り、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

							[略] 製造業	人分製	が、丁	別表第二	
<u>関連機械</u> 器具製造 業	<u>製造業</u> <u>通信機械</u> 器具・同	業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<u>記録メデ</u> イア製造	<u>電子デバ</u> イス製造 業	大学 一块品 製造	その他のなみし単	[器]	小ガ親	大大 L		
3012	3011	2832 2842	2831	2814		[略]	[器]	番号			改
<u>携帯電話機・PHS</u> <u>電話機製造業</u> 無線通信機械器具製 造業	<u>造業</u> <u>有線通信機械器具製</u> <u></u> 造業	<u>光ディスク・磁気デ</u> <u>イスク・磁気テープ</u> <u>製造業</u> 電子回吸宙法其垢制	<u>半導体メモリメディ</u> <u>ア製造業</u>	集積回路製造業		[略]	[略]	項目名	細分類		正後
							[略]	黄火	+ +		
							製造業	人分親	十二节	別表第二	
	[新設]	「 売誉	[新設]	[新設]	製品製造	その色のなめ、	[器]	小ガ親	<u> </u>		
] 新設]	推 辩 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损 损	[新設]	[新設]		[器]	[器]	番号			改
[新設]	新設]	推 推	[新設]	[新設]		[略]	[器]	項目名	細分類		正前

												信業	情報通	「器」						
	工厂兼	ソフトウェア非	謙	有線放送	[器]	通信業	移動電気					通信業	固定電気	[略]	[略]			造業 業	属装置製	<u>電子計算</u> 機・同附
3913	<u>3912</u>	<u>3911</u>			[略]		3721		3719	3/13	3712		3711	[略]	[略]	3033		3032		3031
パッケージソフトウ エア業	<u>/ 業</u> <u>組込みソフトウェア</u> 業	<u>受託開発ソフトウェ</u> ー**	, 1		[略]		移動電気通信業	信業	その他の固定電気通	<u> </u>	長距離電気通信業	線放送電話業を除く	地域電気通信業(有	[略]	[略]	外部記憶装置製造業	一夕製造業	パーソナルコンピュ	一タを除く)	<u>電子計算機製造業(</u> パーソナルコンピュ
							[削除]		[削除]		[削除]		[削除]		[略]					
-																				
												信業	情報通	[略]						
		[新設]	業	有線放送	[器]	通信業	移動電気					信業 通信業	情報通 固定電気	[略] [略]	[略]					[新設]
[新設]	[新設]	[新設] [新設]			[略] [略]	通信業	移動電気 3721		3719	上	3712				[略] [略]	新設	·	[新設		[新設] [新設]
[新設 [新設]	[新設 [新設]		[]			通信業		信業	3719 その他の固定電気通	【新載 【新載 】]	<u>+</u>		固定電気	[器]		[新設 [新設]		[新設 [新設]		<u> </u>

-					٦ ۲												
		製造業		十分描	別表第三	強制	[略]										
イ 業 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	電子デバ			小分類		[器]	[略]						ス 巣	第十二八二十二	イシト至	インター	<u>情報処理</u> ・提供サ ービス業
三 格] [[略]		番号				[略]		1013					4012		4011	<u>3921</u>
[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [[略]	[略]	項目名「吸了	細分類			[略]	サポート業	インタータット壬田			/•/ 4/2/ 2	サーバス・コンデン	アプリケーション・	一バ運営業	ポータルサイト・サ	情報処理サービス業
		[略]	i z	梅田			[略]	37.7		事業に限	言気通信	オジスナーズを発送	第九条の		、電気通	ただし	
		製造業		十分描	別表第三	施光	[略]										
イス製造 業 [略] [略] <u>イア製造</u>	電子デバ	製造業 [略]		十分類一八分類	別表第三	備考 [略]	[略] [略]						米	アーイ盟	\neg	インター	〔新設〕
イス製造 <u>2814</u> 業 [略] [略] [略] [略] <u>記録メデ 2831</u> <u>イア製造</u>					別表第三			OTOL	4013				ス 業	Ì	\neg	インター 4011	[新設] [新設]
	[器]		「吸」 「吸」		別表第三		[略]		1013 インター ネット手用			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		ービ 4012 アコ	子琴	— 4011 ਹ	

																							_
信業	情報通	[器]																					
[削除]	[器]	[略]	[略]				業業	属装置製	機・同腎	電子計算	[器]			辮	器具製造	関連機械	器具·同	通信機械	[略]	製造業	超一回路		
[削除]	[器]	[器]	[器]	[器]	[削除		[削除			[削除	一器	[器]		[削除		[削除		[削除	[器]	[削除	[器]	I	[海原]
[削除]	[略]	[略]	[略]	[略]	[削除]		[削除]			[削除]	[略]	[略]		[削除]		[削除]		[削除]	[略]	[削除]	[略]		[削除]
[削除]			[略]																				
信業	情報通	[略]																					<u>=</u>
信業 <u>固定電気</u> <u>通信業</u>		[略] [略]	[略]				造業	属装置製	機・同附	電子計算	[略]			業	器具製造	関連機械	器具·同	通信機械		製造業	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
			[略] [略]		3033		造業 3032	属装置製	※・同路	電子計算 <u>3031</u>	[略] [略]			業 3013		関連機械 3012	川	通信機械 <u>3011</u>		製造業 2842	電子回路 [略]		
<u>固定電気</u> <u>通信業</u>	[略]	[略]			<u>3033</u> <u>外部記憶装置製造業</u>	一夕製造業		属装置製 一タを除く)	一			[略] [略]	<u>造業</u>		電話機製造業		回		[略]		[器]	<u>製造業</u>	

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	インター	一 八 楽	・提供サ	情報処理				エア業	ソフトウ	[器]	業ペ	ガーキの	に附帯す	電気通信		7,			
4012	4011		Ш	[削除	[略]	[削除			[削除	[器]				3731			[削除	[削除]	[削除
ーバ運営業 アプリケーション・	ポータンサイト・サ	[器]		[削除]	[略]	[削除]			[削除]	[略]			サービス業	電気通信に附帯する			[削除]	[削除]	[削除]
、電気通 >信事業法	ただし													[削除]		1			[削除]
ネシト容	インター	一 ス 米 ス ア	・提供サ	情報処理				エア業	ソフトウ	[器]	業	カキード	に附帯す	電気通信	<u> </u>	1			
4012	4011			3921	[略]	3913	2186	2012	<u>3911</u>	[器]				3731	3721) 	3719	3713	3712
ーバ運営業 アプリケーション・	ポータンサイト・サ	「幣」		情報処理サービス業	[略]	パッケージソフトウ	<u> </u>		受託開発ソフトウェ	[略]			サービス業	電気通信に附帯する	<u> 移動電気逓信業</u>	后来 111111111111111111111111111111111111	その他の固定電気通	<u>有線放送電話業</u>	<u>)</u> 長距離雷気通信業
<u>、電気通</u> 信事業法	ただし							 ^	事業を除	電気通信	けるべき	登録を受) 第九条の	信事業法	<u>たたし</u> <u>電気通</u>) !:	事業を除	<u>けるべき</u> 電気通信	<u>信事業法 第九条の</u> 登録を受

A							表中の [] の記載は注記である。	一の記載は	中の[]	備考表
サードス・コノナン 恵儿来の 人業 サードス・コノナン ツ・プロバイダ 登録を受 値気通信 事業を除 へ [削除] ウ・プロバイダ 事業を除 へ [削除] シ・プロバイダ サポート業 [略] [略] [略] 「略] [略] [略] 「略]				[略]	備考				[略]	備考
サードス・コンナン 売儿来の ツ・プロバイダ 登録を受 けるべき 電気通信 事業を除 [削除] [間除] 4013 サポート業 [略] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[器]
サードス・コンアン 患儿来の 人来 サードス・コンアン ツ・プロバイダ 登録を受 ツ・プロバイダ 電気通信 事業を除 (削除] 4013 インターネット利用 世ポート業		[器]	[器]	[器]			[略]	[器]	[器]	
サードス・コンアン 患儿来の 人来 サードス・コンアン ツ・プロバイダ 登録を受 ツ・プロバイダ 直気通信 事業を除 (門除] 1013 インターネット利用		サポート業								
現化来の 人来 サード人・コンナン 登録を受けるべき リ・プロバイダ 電気通信 事業を除		インターネット利用	4013			[削除]	[削除]	[判除		
<u>Bル米の</u> 人来 サード人・コンナン <u>登録を受</u> ツ・プロバイダ <u>間気通信</u> 事業を除	<u> </u> ^					<u> </u> ^				
現化来の 人来 サード人・コンナン 登録を受けるべき ツ・プロバイダ 電気通信	事業を除					事業を除				
R 1/ 米	電気通信					電気通信				
<u>用儿来の</u>	~けるべき					けるべき				
<u> </u>	登録を受	ツ・プロバイダ				対録を受	ツ・プロバイダ			
	第九条の	サービス・コンテン		業業		第九条の	サービス・コンテン		業と	

附則

(適用期日)

1 この告示は、令和元年八月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所

管大臣が定める業種を定める件別表第二及び別表第三の規定は、この告示の適用の 日から起算して三十日

を経過した日以後に行う対内直接投資等 (外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)

第二十六条第二 項に規定する対内直接投資等をいう。 以下同じ。)について適用し、 同日前に行う対内直

接投資等については、なお従前の例による。